京都市教育委員会告示第5号

平成24年1月13日京都市教育委員会告示第8号(個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等)の一部を次のように改めます。

平成25年7月3日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表元京都市立山王小学校の項の次に次の1項を加える。

元京都市立	講	386	蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯	卓子	腰掛	机
新洞小学校	堂		40w38 個	40w18 個	40w9 個	40w12 個	1脚	120 人分	1 脚
			投光器				いす	卓子1脚	いす
			500w2 個				1 脚	いす4脚	4 脚

(総合教育センター学校統合推進室)